

7.2.17. 残土

工事の実施

1. 樹木の伐採、切土又は盛土、仮設工事、基礎工事及び施設の設置工事に伴う残土

1) 予測

① 予測地域

予測地域は、都市計画対象事業実施区域内とした。

② 予測対象時期

予測対象時期は、工事開始から工事終了までの全期間とした。

③ 予測の基本的な手法

ア. 予測項目

予測項目は、工事に伴い発生する土砂等（以下「発生土」という）及び区域外に搬出する土砂等（以下「残土」という）の量とした。

イ. 予測方法

工事計画に基づいて発生土の量及び残土の量を予測した。

発生土の発生抑制のための工法及び発生土の区域内での有効利用等を原則として、検討し予測した。

④ 予測結果

工事に伴い発生する発生土及び残土の量は、表 7.2.17-1 に示すとおりである。

区域内の現況の表層土のうち Pt 層（腐植土層）約 26,000m³ は撤去する。このうち約 5,000m³ は区域内の盛土法面や緑地部分の植栽基盤に活用するが、残りの約 21,000m³ は地盤改良に適さず再利用が困難であるため場外搬出する。また調整池の設置及びごみピット等の掘削のため、約 17,800m³ の土砂掘削を行うが、その全量を区域内の嵩上げのための盛土材料として活用する。さらに基礎杭を打設するため、工場棟の設置範囲において約 10,700m³ の土砂掘削を行うが、同じくその全量を区域内の嵩上げのための盛土材料として活用する。この結果、残土として場外搬出する土量は、21,000m³ となる。

なお、区域内の一部区画において自然由来の汚染土壌の存在が確認されている。そこで、発生土は原則として場内で再利用することとし、発生土を仮置きする場合は全面をシートにより養生し、汚染土壌の飛散・流出を防止する。また汚染土壌を場外に搬出する場合は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4版)」(平成31年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課)に基づき、土砂の飛散防止に適切な措置を講じる。

表 7.2.17-1 工事の実施に伴い発生する発生土及び残土量

単位：m³

種類	発生土量(①)	埋戻量(②)	残土量(①－②)
表層土（腐植土層）	26,000	5,000	21,000
調整池・ピット等掘削土	17,800	17,800	0
杭基礎の掘削土	10,700	10,700	0
合計	54,500	33,500	21,000

2) 環境保全措置

本事業では、廃棄物処理施設の建設工事に伴う残土の影響を低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・発生土は、Pt層（腐植土層）を除き場内での再利用を優先する。
- ・発生土を長期間仮置きする場合は全面をシートにより養生し、汚染土壌の飛散・流出を防止する。
- ・汚染土壌を場外に搬出する場合は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4版)」(平成31年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課)に基づき、土砂の飛散防止に適切な措置を講じる。

3) 評価

残土の排出量が事業者により実行可能な範囲でできる限り抑制されているかについて検討した。

① 評価の手法

ア. 環境保全措置の実施の方法

環境保全措置の検討は、最終的に処分する残土の量の抑制を主体に行うこととし、発生土の量の抑制の手法、発生土や残土の再利用の手法及び処分が必要となった残土の適正な処理の手法について、事業者としてとりまとめ、評価した。

イ. 環境保全措置の効果

予測の結果を踏まえ、環境保全措置を実施することによる工事の実施に伴う発生土の発生及び排出抑制効果を検討した。

残土の適正な処理については、環境保全措置に係る減量化、再資源化の余地の有無などを含めて検討した。

② 評価の結果

ア. 環境保全措置の実施の方法

区域内から発生土として約 54,500m³ の土砂が発生するが、このうち約 33,500m³ を区域内の嵩上げや緑地部の基盤として活用する。

区域内の一部区画において自然由来の汚染土壌の存在が確認されているが、発生土を長期間仮置きする場合は全面をシートにより養生し、汚染土壌の飛散・流出を防止する。また汚染土壌を場外に搬出する場合は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4版)」(平成31年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課)に基づき、土砂の飛散防止に適切な措置を講じる。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で、発生土の量の抑制及び再利用等が図られており、最終的に処分する残土の量の抑制が図られているものと評価する。

イ. 環境保全措置の効果

区域内の Pt 層(腐植土層)のうち、再利用が困難な約 21,000m³ を場外搬出するが、その他の掘削土は場内での再利用を優先する。

区域内の一部区画において自然由来の汚染土壌の存在が確認されているが、適切に管理し、周辺環境への影響を及ぼさないこととする。

以上のことから、環境保全措置の実施により、残土の発生及び排出抑制等が図られているものと評価する。